

現場代理人の常駐の運用について

工事現場における現場代理人の常駐（愛西市工事請負契約約款第10条第3項）について、下記により運用することができるものとする。

なお、対象とする工事は愛西市発注工事（業務委託を含む）とする。

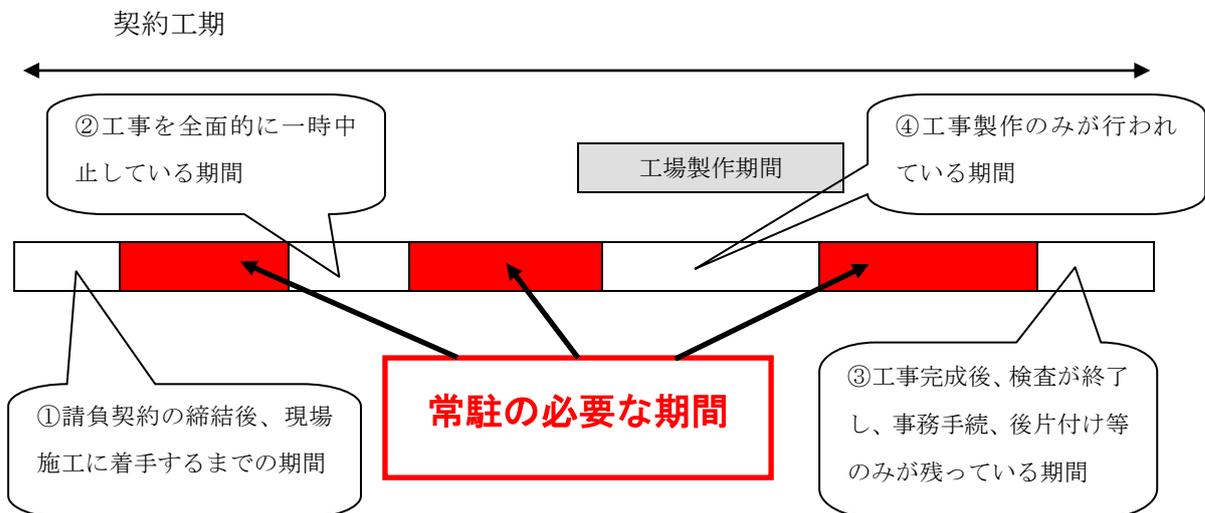
記

①工期内の現場代理人の常駐について

次の①、②、③に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、④については同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、2以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

- ①請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。
- ②愛西市公共工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみ残っている期間。
- ④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工事製作のみが行われている期間。

※発注者と受注者の間でこれらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていること。



②密接に関連のない工事の現場代理人の兼務について

次の①、②の双方の条件に該当している場合、3工事まで兼務することができるものとする。

- ①現場代理人は専任を要する主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第3項）でないこと。
- ②常駐する工事の請負契約金額の合計が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。

※1工事において現場が複数ある場合は、他工事との兼務はできません。ただし、例外的に他工事との兼務を認める場合は個別に入札説明書等に付記します。

③密接な関連のある2以上の工事の現場代理人の兼務について

密接な関連のある2以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、請負代金額に関わらず2以上の工事で3工事まで兼務することができるものとする。

※1工事において現場が複数ある場合は、他工事との兼務はできません。

※同一の場所又は近接した場所とは工事場所が隣接している場合(重なる場合も含む)とし、工事場所が接していない場合は適用しないものとする。

※現場代理人に監理技術者が兼務している場合は適用できません。

(建設業法施行令第27条第2項)

※諸経費を調整する工事については、密接に関連する工事とみなします。

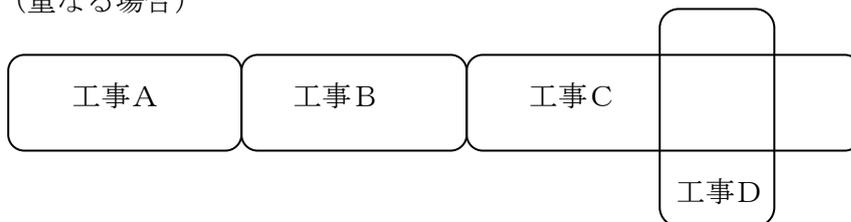
(近接)



※工事Aと工事Bは兼務できる

※工事Aと工事Cは兼務できない

(重なる場合)



※工事Cと工事Dは兼務できる

運用の手続きについて

現場代理人が兼務する場合、各兼務工事の発注担当課へ兼務届を提出してください。

※❶は除く

現場代理人の兼務の解除について

現場代理人が兼務している工事について、現場体制の不備、工事の不良、虚偽の届出等があった場合は、現場代理人の兼務を解除するとともに、契約解除や指名停止措置等の必要措置を行うことがあります。

留意事項

兼務する工事現場について、現場代理人は、市の監督職員と常時連絡が取れ、他の兼務する工事現場に速やかに到着できること。

適用時期

平成28年6月1日以降に契約を締結する工事に適用する。ただし、適用日より以前に契約を締結した工事と適用日以降に契約を締結する工事を兼務する場合も認めるものとする。